

平成 28 年 6 月 22 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25381141

研究課題名(和文) 学生支援改革における学生自身の「声」を活用するシステム構築に関する日英比較研究

研究課題名(英文) Study about Student Participation System for Student Services Reform in the UK and Japan

研究代表者

沖 清豪 (OKI, KIYOTAKE)

早稲田大学・文学学術院・教授

研究者番号：70267433

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は日本と英国における学生の声を活用すること、すなわち学生アンケートや直接的な参加、異議申し立てのシステム化について調査し、学生支援との関係でどのように機能しているかを検討した。その結果、(1)日本国内における異議申し立ての理念をめぐる混乱は、教育評価(質の改善)のための異議、大学運営・事務プロセスに関する異議、および学生調査を通じての満足度という形で示される異議が存在していること、(2)英国においても学生満足度調査に基づいた学生支援改革を志向する参加や学生アンケートが一部の大学で実践されていること、および(3)学生ユニオンの代表が政策立案に参加していることが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：This study try to identify for the idea and development process of the student participation and student complaint system in the Japan and the United Kingdom higher education institutions for the student service policy and practice. The results are, (1) in Japan, the term "complaint" was confused to understand because of the three meanings of the itself, the complaints for educational evaluation, the complaints for administrative process, and the complaints through the student survey; and (2) in the UK, the student participation in some universities intend to develop the student support practices with student unions and to improve student satisfaction through the National Satisfaction Survey and other surveys by the Universities UK. And the some representatives of the National Union of Student "participate" the committee of the HEFCE and other government agencies.

研究分野：教育社会学

キーワード：学生支援 学生調査 英国 異議申し立て

1. 研究開始当初の背景

学生像の変容、大学や学生をめぐる学校化の進行による受動的學生像の一般化の中で、学生支援は多様化している。教育(teaching)から学習(learning)へと大学における学修像も変容し、また active learning や学士力・社会人基礎力における学生自身の主体性が重視される傾向も無視できない。学生自身が教育課程に主体的に関与する動向としては岡山大学や立命館大学等を基盤としたいわゆる「学生FD」と呼ばれている活動が目され、また愛媛大学等によるピア・リーダー育成の実践も無視できない。こうした活動は教育課程内・正課教育内における学生の自発性育成には寄与しているものの、その先の対社会との関係での自律性や自治能力育成との関連性では別の方策が検討される必要がある。また自らの権利を認識し、民主的存在として日本社会や世界に貢献する人材を育成していくためにも、受動的な学校化された学生ではなく、自ら判断できる学生を育成するための何らかのシステムが必要となっていると思われる。

申請者はこれまで、国内の学生支援、特に学生自身の教育課程を越えた活動・実践(ピア・サポート)について学生支援機構とともに調査研究を進めてきた一方、英国の大学改革について機関研究(IR)との関係で学生支援組織(キャリア支援、就学支援、学習支援、障がい学生支援)の実態調査を進めてきた。その中で明らかとなったのが、英国における学生の正課教育外における種々の実践活動とそれを支える学生ユニオンと呼ばれる自治組織の重要性である。

現時点で、学生ユニオンについての先行研究は限られており、また学生ユニオンを含む学生支援策の中で学生自身の意思=声を活用するという視点が十分ではない。加えて、全英レベルでの学生満足度調査の在り方についても日本に示唆が多いものと考えられる。

2. 研究の目的

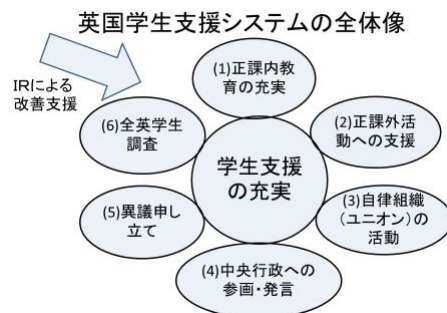
以上のような背景を踏まえて、特に英国内の学氏絵支援システムを学生の関与の在り方から再整理し、モデル化することを目的とした。具体的には研究当初に下図のような学生支援モデルを設定し、特に正課外活動の中でも、(3)自律(自治)組織としての学生ユニオンの活動状況、(4)学生ユニオンの全国組織を通じての中央行政への参加・発言の在り方、(5)異議申し立て制度の再確認、および(6)全英レベルでの学生調査の現状、のそれぞれについて、文献や訪問調査を中心とした質的調査を通じて明らかにすることを主たる目的とした。

また関連して学生支援の中でも政策史的な側面から、1960年代から70年代にかけて

の日英における教育行政文書において、評価の問題に焦点を当てて、どのような観点で評価や学生への配慮が言及されているのかを検証した。

さらに、合わせて障害学生支援として、特に支援協力者としての学生をどのように位置付けるかについても、国内の実践例を踏まえつつ検討した。

なお、特に2015年度については、急速に進展した英国の大学入学資格試験(A level)改革における議論とそれに伴って学生の声を教育改革にどのように反映させてきたのかについての調査も実施した。



3. 研究の方法

本研究では上図のうち、(3)から(6)について、現状を明らかにするために、法制の調査、先行研究の分析、特に全英学生ユニオンの活動史を史資料から確認するなど文献調査を中心として研究を進めた。また、他方で訪問調査を軸としてロンドン周辺、オクスフォード周辺、ノッティンガム周辺の大学の学生ユニオンを実地調査し、その活動を確認し、ユニオン間や同一大学でのキャンパス間での活動の違いを確認した。

一方、新たな課題として障害学生支援と A level 試験における学生の「声」の反映方法については、英国内の調査研究を探索し、英国全体の議論を確認したうえで、翻って日本の現状についても文献調査を行った。

なお学生参加および異議申し立てプロセスについては、個々の大学のウェブサイトの情報公開していることが一般的となっており、これらのデータ収集にあたっては、大学のサイトのデータベース化(ポータルサイトの作成)を進めることで、アンケート未回答によるデータの偏りを防ぎ、量的調査の代替とした。

4. 研究成果

本研究は学生支援としての学生の「声」の活用にあたっての制度的成立過程がどのようなものであったのかを明らかにすることが主たる成果となった。

第一に、自律(自治)組織としての学生ユ

ニオンの活動としては、個別大学において当該機関に学生の生の声を届ける存在として学生代表(student representative)制度が導入されており、また後述する学生満足度調査についても従来と同じく、在学生に積極的な回答を促す活動が行われている。一方で、オクスフォード・トレント大学の学生ユニオンのように、キャンパスごとの活動水準に大きな差が生じている大学も散見され、あるいはノッティンガム・トレント大学の学生ユニオンでは建物の改築を通じて、スポーツ施設やレジャー施設の充実が進められ、歴史的な学生ユニオンの少数派保護や学生の権利の保護といった側面は大学によって水準が異なってきたことが明らかとなり、学生ユニオン全体での活動の格差について今後の課題となることが想定された。

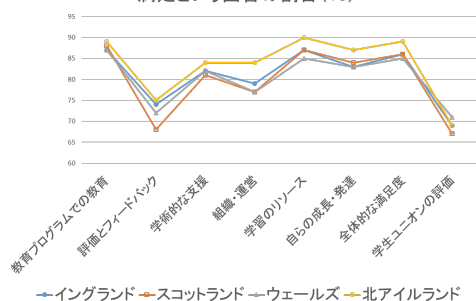
第二に、こうした学生ユニオンはその全国組織としての NUS(全英学生ユニオン)と高等教育財務審議会(HEFCE)との密接な関係構築を通じて、種々の政策立案、特に学生エンゲージメント・パートナーシップ計画において、学生集団の教育の質の向上と権利の保障政策に深く関与することを通じて、学生全体の声を中央行政に届けられる状況になっている。

第三に、異議申し立ての制度については、大学での規約の整備が求められており、さらに個別大学内でのいくつかの対応において申立者が納得しない場合には、全国組織として OIA(Office of Independent Adjudicator)への提訴が認められている。特にイングランドにおいては、2015年に2015年消費者権利法(Consumer Rights Act 2015)に基づく権限の拡大に伴い、制度の整備が進められ、大学当局と学生ユニオンについても提訴の関係者として認められることとなっていることが明らかとなった。とりわけ学生ユニオンは提訴する学生に情報提供や各種支援を行うことが OIA によって想定されている(OIA, 2015)。

注： OIA (2015) *An Introduction to the OIA for Students' Union Point of Contact*, OIA.

第四に、学生調査については従来から実施されてきた NSS(全英学生調査)が引き続き実施され、各種の教育機能についての学生の声が集約されている。

2014/15年度国別NSS結果(質問類型別平均)
満足という回答の割合(%)



(出典： Ipsos MORI の公開データより作成)

この調査では、従来から教育面での「フィードバック」の量的・質的な満足度の低さ、および最近選択肢に組み込まれた学生ユニオンに対する満足度の低さが今回の調査でも示されており、学生の声の発信となっている。

なおこの NSS のデータは Unistats と呼ばれる情報提供サイトを通じて高等教育進学希望者にも提供され、大学選択の情報としても使用されている。

一方、大学連合体である Higher Education Academy は米国で広範に導入されている NSSE を参考にした学生エンゲージメントに関する調査研究を 2011 年ごろから進めてきており、2013 年と 2014 年にはパイロット版の学生調査が実施されている。こうした調査自体では直接的に学生の参加を促すものというよりも、学習成果として認知的技能などの定着状況を測定するものであるが、学生の教育に関する満足度を示すデータとして、今後英国における IR の進展に寄与するものと考えられる。なお、2016 年には本調査が予定されている。

さらに、学生調査先進大学であるオックスフォード・ブルックス大学の訪問調査の結果は個別大学における学生調査の実施や分析について多くの示唆に富む。

本大学では、大学として学生の声を収集するにあたっては、主に学生支援(Student Service)に特化した調査を行い、また生活面での学生の不満や課題については学生ユニオンを通じて声を集めている点が注目される。加えて収集されたデータについては、経営に関するプランニングと情報収集を行う部局として SBPO(戦略・ビジネスプラン部)が設置されている。本組織から外部への情報発信は消極的だが、主たる活動が教学 IR ではなく、研究全般の成果検証、教育コースの成果検証、市場調査(一次・二次調査)および特別なテーマの調査、学術的な達成度の検証技法の開発とされている。

一方教学 IR に関しては、OCSLD(教授・学習法開発センター)の教育開発研究の一環として IR 研究プロジェクトが推進されている点が注目される。すなわち、学生の声を活用しつつ、当大学では教学 IR と経営 IR の明確な分離が進められており、経営 IR は基本的に財務・学生募集面に、教学 IR は改善指標と満足度向上の側面に特化していることが明確になっている点を指摘できる。

第五に、英国の行政面での学生参加やそのシステムの構築・保障というプロセスが、1960 年代から 70 年代にかけての教育白書や緑書内での記載では十分な配慮されてはきていなかったことが明らかとなった(沖, 2014)。学生の声を学生支援の文脈で満足度調査や実際のマネジメントへの参加という形で活用していくのは 1980 年代以降の学生ユニオンによる活動によってであることが間接的に示唆されている。

なお、こうした英国内での状況を翻って日

本での状況と比較した場合に、現状では学生ユニオンという形での組織は日本には存在しない点には留意が必要である。

以上のような点を踏まえてさらに学生の「声」が必要とされる領域として、障がい学生支援の在り方が注目される。当該障害学生だけでなく、その周辺にいる支援学生をどのように活用していくのかも今後の課題となっている。本領域における学生の参加や声の活用は従来から必要性自体は強く指摘されてきたものの、実際の活用プロセスやその方法については必ずしも共有知が形成されていないように思われる。

この点については、支援を担う教職員に対する研修や情報提供は比較的充実し、あるいは全国的な取組みとなっている。一方で、ボランティアや多様な経路を通じて障がいを有する学生の支援に関与することになった学生の声をどのように反映させていくのかについては、現時点では先行的事例とその課題に学ぶことに限られている。

ボランティアの倫理的側面からの議論を踏まえつつ、活動に関わることの責任をどのように明確化するか、目指すべき理想が無償であったとしても、現状においては何らかの補償ないし表彰を制度化しつつ、参加する学生の声を救い上げ、支援体制の拡大・充実につなげていく必要がある。

一方、従来から学生の自主的なサークルを基盤とした学生ボランティアで支えてきた機関によっては、サークル活動の全体的な縮減・解散によって支援体制が機関の公式なものに限定されていくといった課題も抱えている。東北大震災後の復興支援が注目を集める中で、学生自身のニーズの変化によるボランティア活動の対象の拡大、とりわけ学士課程改革と連動した形での主に海外での体験学習が重視される動きがある中では、学内の障がいを有する学生の支援が相対的に対象として意識されにくくなる可能性もあることを踏まえると、現時点で障がい学生の周辺に位置し、多少なりとも理解のある学生の声をどのようにすくい上げるかについては、慎重な支援が必要となる。

加えて、障がい学生も支援を行おうと意識する学生も、その人数には年度ごとの波があり、必ずしも適合するとは限らない。たとえば東北のある大学ではかつて当時の学長のリーダーシップの下でサポートアドミニストレーターという制度が導入されていた。これは障がい学生支援という内容に限定する形で支援する側の学生が大学運営に関与し、種々の活動を行うという点で「声」を活用するものであった。しかし、実際にはその活動の対象となりうる障がい学生が入学しなかったため、複数年にわたる活動が継続できないという課題を抱えていたとされる。

あるいはいずれの大学であれ、ボランティア組織の継続やその経験の蓄積・継承が適切に進められているとは限らない。障がい学生

支援に関するニーズの変化にどのように対応していくのかはボランティア組織のみの問題ではなく、当該機関・大学の課題でもある。あるいはサークル活動としてのボランティアをどのように組織化し、あるいは大学として支援するかという観点も、学生支援全体の中で再構築する必要がある。

なお、現段階ですでに障がい学生支援を行うためのガイドブック類が相当数刊行されているものの、一般学生の「声」をどのように活用していくかについての言及は限定的である。今後支援体制の充実が必要となっていくにあたり、まずは受動的関与層の増加のためにも、一般学生の意識・声を確認し、それを踏まえた改善もまた一つの課題となるように思われる。

一方、英国についてはエジンバラ大学のように、障害学生支援の評価を徹底的に障がい学生側のニーズへの対応等に対する学生自身の満足度で評価されている事例が確認される。学生支援における学生の「声」、アンケート結果の活用方法が単なる政策立案(Plan)の基礎資料としてだけでなく、政策評価(Check)として活用されつつある点が注目される。

エジンバラ大学のSDSサービス利用者の声による支援の評価(2011/12年度)(%)

	非常に満足		やや満足		どちらともいえない		やや不満足		非常に不満足		n
	満足	足	足	足りない	満足	不満足	満足	不満足			
試験の手配	66	24	5	3	3	322					
特定の学習障害・読書障害の評価	54	30	9	4	3	257					
障害学生手当(DSA)適用の支援	41	32	13	10	4	251					
IT機器に関する助言・訓練	32	33	21	9	5	187					
構内移動(Physical Access)に関する情報	29	23	38	6	4	93					
ノートテイク(手書き・電子機器)・図書館での支援	26	26	36	5	7	88					
メンタルヘルスに関するメンター支援	26	16	45	8	5	77					
書籍障害等に対する文書校正支援	30	14	38	8	10	90					
学習スキルの指導	23	26	30	14	6	141					
アスペルガー症候群学生へのメンター支援	22	11	60	4	4	55					
特定の学習障害に対する指導	25	22	31	13	9	131					
災害避難時の対応	18	10	59	6	7	71					

調査は12か月以内でサービスを利用した全員を対象(回答対象者は)

出典: エジンバラ大学障がい学生支援部局ウェブサイト掲載の年次報告書

<成果のまとめ>

英国の現状から読み取れるのは、1980年代以降において大学の大量化、アクセスの公平性への着目の中で、教育面での「異議申し立て(complaint)」や学生ユニオンの諸活動を通じての関与、学生満足度調査を活用しての声の表明といった多様なチャンネルを充実させていくことの重要性であり、そうした観点からは英国の事例が参考になるものと思われる。

特に異議申し立てについては、教育面(特にフィードバック)に対するものと、大学の事務・運営に関するものがあり、さらに学生アンケートでの数値の低さという形でも異議が提起されていると読み解くことが可能である。NSS調査では継続的に、教育成果に対するフィードバックについての満足度が低くなっており、大学における指導方法の改善が必ずしもうまくいっているわけではないことを示唆している。また追加的に開始された学生ユニオンの活動に対する満足度もフィードバックに対する数値とほぼ同様の6割前後に留まっている。こうした結果は

まさに教員と学生との間の、そして学生集団と学生個人との間のコミュニケーションが他の課題と比べて深刻な状況にありがちであることを示唆しており、「声」を収集し、課題を明らかにし、改善につなげていくという IR 機能はもちろんのこと、IR によって明らかとなった課題をいかに解決していくのかという課題が改めて問題となっている点を「声」から読み取ることができる。

今後の研究課題としては、学生アンケート調査の結果を個別大学や中央行政でどのように解釈・活用し、教育改善に結びつけているのかについて、特に IR の充実という観点から検証しておくことが必要であろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

沖 清豪「障がい学生支援に関するノート―一般学生の「声」を活用し変容をどう促すか―」『高等教育システム報告』第 1 号(査読無し)、2015 年、53-59 頁。

沖 清豪「大学教育の質保証に関する日英比較―1960～70 年代の政策文書における質の議論に基づいて―」『早稲田大学史記要』第 45 号(査読無し)、2014 年、19-45 頁。

沖 清豪「学士課程改革の動向と私立大学を取り巻く状況」私立大学連盟『平成 25 年度キャリア・ディベロップメント研修報告』(査読無し)、2014 年、17-40 頁。

〔学会発表〕(計 1 件)

沖 清豪「英国における中等教育と職業・高等教育との接続関係改革 A レベルと AS レベルの「分離」を巡る議論から」、日本教育制度学会大会報告、2015 年 11 月 17 日、於奈良教育大学。

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

(1)英国高等教育改革 D B

<http://www.f.waseda.jp/okikiyo/he/>

(2)学生の声科研 D B

<http://www.f.waseda.jp/okikiyo/student/>

6. 研究組織

(1)研究代表者

沖 清豪 (Oki, Kiyotake)

早稲田大学・文学学術院・教授

研究者番号：70267433

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

以上